



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（案）について

令和 7 年 1 月 23 日

本部事務局総務課

1 制定の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、関西広域連合情報公開条例（平成 23 年関西広域連合条例第 4 号）ほか 4 条例について、所要の改正を行う。

2 概要

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関西広域連合情報公開条例ほか 4 条例について必要な規定の整理を行うとともに、必要な経過措置を定める。

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する。

4 条例改正案

別紙のとおり

5 今後の予定

令和 7 年 3 月 1 日 広域連合議会に条例案提出

関西広域連合条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(関西広域連合情報公開条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 関西広域連合情報公開条例（平成23年関西広域連合条例第4号）第42条
- (2) 関西広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年関西広域連合条例第1号）附則第7項及び第8項
- (3) 関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年関西広域連合条例第1号）第15条

(関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例及び関西広域連合職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号）第23条第3号及び第4号、第24条第1項第1号及び第3項第1号、第35条第1項第1号及び第5項第2号、第36条の見出し、同条第1項第1号、第37条第1項第1号並びに第39条第4項
- (2) 関西広域連合職員の分限に関する条例（平成22年関西広域連合条例第5号）第6条第1項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条（第1号に係る部分に限る。）の

規定による改正後の関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例第24条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例第7条第1項及び第24条の2第6項において準用する場合を含む。）、第35条第1項及び第5項、第36条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第39条第4項並びに同条例第39条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

関西広域連合情報公開条例 新旧対照表 (案) (第1条第1号関係)

改正後	改正前
関西広域連合情報公開条例 第1条～第41条 省略 (罰則) 第42条 第30条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 附則 省略	関西広域連合情報公開条例 第1条～第41条 省略 (罰則) 第42条 第30条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 附則 省略

関西広域連合個人情報情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表（案）（第1条第2号関係）

改正後	改正前
関西広域連合個人情報情報の保護に関する法律施行条例 本則 省略 附 則 1～6 省略 7 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者若しくは旧条例第10条第2項の委託を受けた事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人情報の秘密に属する事項が記録された旧条例第60条に規定する個人情報報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 8 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 9～11 省略	関西広域連合個人情報情報の保護に関する法律施行条例 本則 省略 附 則 1～6 省略 7 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者若しくは旧条例第10条第2項の委託を受けた事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人情報の秘密に属する事項が記録された旧条例第60条に規定する個人情報報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 8 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 9～11 省略

関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例 新旧対照表（案）（第1条第3号関係）

改正後	改正前
関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例 第1条～第14条 省略 (罰則) 第15条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 附則・別表 省略	関西広域連合行政不服審査法の施行に関する条例 第1条～第14条 省略 (罰則) 第15条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 附則・別表 省略

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例

新旧対照表（案）（第2条第1号関係）

改正後	改正前
関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 第1条～第22条 省略 第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第24条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれか	関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例 第1条～第22条 省略 第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第24条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれか

に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) ・ (3) 省略 4 ～ 6 省略 第 25 条～第 34 条 省略 (退職手当の支払の差止め) 第 35 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、	に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) ・ (3) 省略 4 ～ 6 省略 第 25 条～第 34 条 省略 (退職手当の支払の差止め) 第 35 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、
--	--

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) フルタイム会計年度任用職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 省略 2～4 省略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に關して現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 省略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) フルタイム会計年度任用職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 省略 2～4 省略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に關して現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 省略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) フルタイム会計年度任用職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 省略 2～4 省略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に關して現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 省略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) フルタイム会計年度任用職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 省略 2～4 省略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に關して現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 省略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 省略 6～10 省略 (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第 36 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、支給制限に係る考慮事情及び第 34 条第 1 項各号に該当する場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 省略 2～6 省略 (退職をした者の退職手当の返納) 第 37 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第 33 条第 1	(3) 省略 6～10 省略 (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第 36 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、支給制限に係る考慮事情及び第 34 条第 1 項各号に該当する場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 省略 2～6 省略 (退職をした者の退職手当の返納) 第 37 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第 33 条第 1
---	---

項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 39 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、第 33 条第 1 項の規定により算出される金額（次条及び第 39 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件 に關し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 省略 2 ～ 6 省略 第 38 条 省略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 39 条 省略 2 ・ 3 省略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合又は第 35 条第 1 項に該当する場合において、当該刑事事件に關し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第 37 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 7 省略	項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 39 条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、第 33 条第 1 項の規定により算出される金額（次条及び第 39 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件 に關し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 省略 2 ～ 6 省略 第 38 条 省略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 39 条 省略 2 ・ 3 省略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合又は第 35 条第 1 項に該当する場合において、当該刑事事件に關し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第 37 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 ～ 7 省略
---	--

第 40 条以下 省略	第 40 条以下 省略
-------------	-------------

関西広域連合職員の分限に関する条例 新旧対照表（案）（第2条第2号関係）

改正後	改正前
関西広域連合職員の分限に関する条例 第1条～第5条 省略 (失職の例外) 第6条 任命権者は、公務執行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があることを認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2 省略 第7条以下 省略	関西広域連合職員の分限に関する条例 第1条～第5条 省略 (失職の例外) 第6条 任命権者は、公務執行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があることを認めるときは、その職を失わないものとするものである。 2 省略 第7条以下 省略